

近代天皇制の再編—皇室の経済機構とその変容過程—

序章

本論文は、皇室の経済機構という領域に着目しつつ、近代天皇制の歴史的展開について分析するものである。近代の皇室は、国庫から支出される皇室費と皇室財産（御料地、有価証券）からの収益を歳入とし、必要な歳出を行うという独自の財政体系（皇室財政）を有していた。こうした皇室財政とそれを規律する会計制度、および皇室財産とその運営体系を総称する概念として、本論文では皇室の経済機構という言葉を用いている。

皇室の経済機構は、国家・議会・国民・地域といった複数の範疇と接点を有しながら存立・展開している領域である。その接点部分においては、皇室との関係をどのように取り結ぶのかという問題をめぐって、しばしば主体間の対立や妥協、すなわち政治が展開していた。そして、そうした政治の場においては、しばしば天皇や皇室をめぐるイデオロギーや観念の問題が争点化していた。

本論文は皇室の経済機構とその変容過程についての基礎的研究であると同時に、皇室の経済機構と諸範疇の接点部分に着目し、そこに現れるイデオロギーや観念の問題を分析の俎上に乗せてみようという試みである。こうした素材に着目することで、天皇（皇族）の表象やイデオログの言説といった素材に依拠するよりも、天皇や皇室をめぐるイデオロギーや観念の作用のあり方の総体—近代天皇制—をより精緻に分析し得ると考えている。

分析に際しては宮内庁書陵部宮内公文書館が所蔵する宮内省の公文書を主に用いた。皇室の経済機構についての情報は、主務省である宮内省に専ら蓄積されているためである。同館の所蔵史料は、2011年の公文書管理法施行によって本格的な利用が可能となった史料群であり、本論文はそれらを系統的に用いた最初の研究として位置づけられる。この点においても、本論文は研究史に対して幾何か資するところがあるであろう。

第1章 皇室財政の制度と動態

本章では、明治後期から昭和初期の皇室財政について分析した。

1888～1889年にかけて大日本帝国憲法（明治憲法）・皇室典範・帝室会計法が制定され、1890年に皇室財産の編入が完了したことで、皇室財政の基礎が確立した。その後、皇室財政の制度は大きく言えば二度変容した。まず1891年の皇室会計法の制定によって動産からの収益が皇室財政のなかに組み込まれ、次に1912年の皇室会計令の制定（1914年施行）によって御料地経営の収益が皇室財政のなかに組み込まれた。

皇室財政は、1900年代後半と1920年代の二回にわたって逼迫した。このうち1920年代の逼迫は、御料地経営の収益を皇室財政に組み込んでなお発生したものであり、状況はより深刻であった。加えて同時期においては、「国民的公共」を体現し得る、あるいはそうした正当性を有し

得る存在である議会との間に緊張を生じさせることへの懸念から、議会の協賛が必要な皇室費増額を避けることが志向された。以上の背景の下で、1920年代を通して皇室財政における歳出削減が模索されていった。

また第一次世界大戦後には、「一君万民」・「一視同仁」といった観念と抵触する可能性のある皇室財産中の株券について、それを処分するか否かという問題が浮上していた。宮内省はこの問題に対して、株券の新規購入・引き受けを抑制しつつ、国債・地方債の購入への積極姿勢を示すことで対応した。また、それは「国家本位」の措置であり、なおかつ「地方開発」の趣旨を含んでいるとして国民に宣伝された。

またデモクラシー思潮の拡大の下、戦後恐慌を機に、人々の間でも皇室財政についての関心が一定の高まりを見せていた。これに対して宮内省では、皇室財政の実態を漸進的に公開し、国民的合意を涵養・獲得していくという構想が一部から提起されたものの、それは大勢とならず、皇室財政を非公開事項とする原則は変更されなかった。

第2章 皇室財産課税問題の展開

本章では、1890年から1920年における皇室財産課税問題の展開過程を分析した。

1890年から1903年において、皇室典範で規定された世伝御料を除く皇室財産（普通御料）は「私的」な財産であり、課税されるという政府の路線と、全ての皇室財産は「公的」な財産であり、課税されないという宮内省の路線が対立していた。これは皇室財産の制度化を重視する政府と、皇室は国家の一部であり「私的」な領域を持たないという観念を重視する宮内省の対立でもあった。

こうした対立は、帝室制度調査局が主導した皇室制度改革（1903～1907年）によって止揚されていく。この改革は、宮内省の路線の背景に存在した観念を取り込みつつ、政府の路線である皇室財産の制度化を進めていくという側面を有していた。具体的には、皇室は国家の一部であるという観念の下、皇室の事務とその執行を物的に担保する皇室財産を、新たに創出された国法である宮務法の体系（皇室典範一皇室令）によって規定していくことが志向された。ここにおいて、皇室は国家の一部（＝純「公的」存在）であり、「私的」な領域を持たないという皇室観が法的に確立していくことになった。

結果として、皇室財産令案の審議過程（1905～1906年）において、全ての皇室財産は「公的」な財産であり、非課税であるという解釈が確立していった。その一方で、管内に御料地が所在する市区町村に課税相当額を補給する措置については、あくまでも「君徳」の発露（「下賜」）としてなされるべきもの、つまり法体系の外部に位置づけられるべきものとされ、皇室財産令には規定されず、問題が積み残された。

大正期以降、財政難を背景として、課税相当額の補給を求める市区町村の側の不満が表出していった。宮内省は、帝室会計審査局の審査・北海道庁長官の報告・天皇宛て請願といった回路を用いて、そうした状況を徐々に認識していった。結果として、1920年に管内に御料地が所在する市区町村に課税相当額を「下賜」する慣行を設け、問題の解決を図っていった。

第3章 大正期における御料地処分政策の形成

本章では、大正期において御料地中の農地（御料農地）の処分方針が決定されていく過程を分析した。

大正初期の宮内省において、御料地経営をめぐる二つの構想が相克していた。第一に、皇室林野管理局の構想である。同局は今後の御料地経営の方針として、御料林とともに御料農地の経営を重視する構想を提起した。同局は御料農地を「君徳」が可視化される空間として定置することを重視していた。第二に、他の宮内省幹部の構想である。彼らは御料農地を払い下げ、御料地における事業を御料林経営に一本化させることを主張した。結果的には後者の主張が全面的に通じ、1918年に「御料農地整理方針」が決定された。大正期における御料地処分政策の形成過程とは、直接には皇室林野管理局の構想が否定されていく過程であった。

皇室林野管理局の構想は、特定の地域と人的・物的・イデオロギー的に結びつく天皇像を提起することにつながる部分があった。これは全国・全国民に対して等距離に立つ天皇という、近代的な天皇像と背馳する可能性を含んでいた。そうした構想が否定されたことは、やはり必然であったように思われる。

しかし、同局の構想は近代天皇制を分析するに当たって興味深い素材であることもまた確かである。特に「国家の公事」として相応しい皇室のあり方とは何かという問いに対して、「君徳」という観念が提示されていたこと自体は重要である。その内実は、御料農地の借地人を道徳的に感化し、また彼らに慈恵を施すというものであった。一方でそれは、借地人の権利を前提としそれを尊重するという観念とは異質な側面を含んでいた。

第4章 御料地争議の事例分析

本章では、1920～1924年に北海道上川郡神楽村（現旭川市）に所在する御料農地において発生した争議を分析した。

この争議は、皇室から低額の賃料（金納）でもって御料地の貸し付けを受ける借地人と、その借地人から高額な賃料（現物納）でもって借地の転貸を受ける「転借人」との間で起きた争議である。借地人と転借人の関係は、経済面に限って言えば地主と小作人の関係に極めて類似した関係であった。転借人側は、200名以上の転借人とプロの活動家から成る組合を結成し、宮内省への請願運動を展開した。

争議のなかで、転借人側は既存の秩序を¹変革するシンボルとして皇室を捉え、御料地の貸し付けから利益を得る借地人側を、自らと天皇の間に介在して利益を独占する者であると見なして排撃し、自分たちに直接御料地を貸し付けるか払い下げを要求した。その主張には、1930年代の政治運動において広汎に見られるような、近代天皇制のイデオロギーの「読み替え」が含まれていた。これに対し借地人側は既存の秩序を²守護するシンボルとして皇室を捉え、宮内省が転借人側を尊重する決定を行うことに反対した。こうした双方における主張の正当化の論理は、争議の主要な局面を規定していった。

1920年代における全国的な土地制度の動揺状況が御料農地に波及した結果、近代天皇制のイデオロギーが下から「読み替え」られていく空間が現出していった。宮内省が転借人側に融和的な中央と借地人側に融和的な出先の間で大きく揺れ動き、ちぐはぐな決定を繰り返すことを余儀なくされたように、その空間の統御は困難を極めた。そして、この時の宮内省の不手際が1926年の怪文書事件を惹起していくのである。

終章

本論文では皇室の経済機構とその変容過程について分析を行ってきた。皇室の経済機構と国家・議会・国民・地域といった範疇の接点部分においては、しばしば政治が展開していた。本論文では、そうした局面を一次史料に基づいて明らかにしていくことによって、天皇や皇室をめぐるイデオロギーや観念の問題を分析してきた。そこには、三つの位相が存在したように思われる。すなわち、①皇室は国家の一部であり、「私的」な領域を有しないという皇室観が法的に確立していくという問題、②法体系の外部にその存在を確認された「君徳」という観念が、いわゆる大正デモクラシーに際して前景化していくという問題、③全国・全国民に対して等距離に立つ天皇像が追求され、特定の地域と人的・物的・イデオロギー的に結びつく天皇像は否定されていくという問題である。

こうしたイデオロギーや観念は、いずれも国民統合（人々に国民国家の成員＝国民としての自覚を持たせていくこと）の機能を果たしていたように思われる。そうした国民統合の基軸的なシステムとして、近代天皇制という概念を措定できるであろう。日露戦後から1920年代において、天皇や皇室をめぐるイデオロギーや観念の問題が政治的に争点化していったことは、国民という範疇がより広範な民衆を含んだものへとその外延を拡大させていくなかで、体制側において統合の再編が模索されていったことの表れであったろう。それは昭和戦時期における総動員体制の歴史的な前提が形成されていく過程であったが、同時にそのなかでは1930年代の政治運動につながっていくような統合政策の「読み替え」（第4章）も萌芽的に表れていた。

付記 学位授与日より五年以内に出版予定。